

# 第 3 章 公共下水道(汚水)の 普及状況

1. 汚水整備事業
2. 水洗化の促進

## 1. 汚水整備事業

本市の汚水整備事業は、昭和 33 年から計画的な取り組みを進めており、平成 8 年には下水道整備緊急措置法に基づく第 8 次下水道整備 5 ヶ年計画を策定し、これに基づいて整備を進めてきました。

この計画は、平成 14 年度までの計画期間でしたが、本市においては下水道事業を継続的に進める必要があったため、本市独自の整備計画として平成 13 年度に「下水道特別会計経営健全化計画」の策定を行い、その計画に基づいて平成 15 年から平成 24 年までの「下水道整備 10 ヶ年計画」を策定しました。

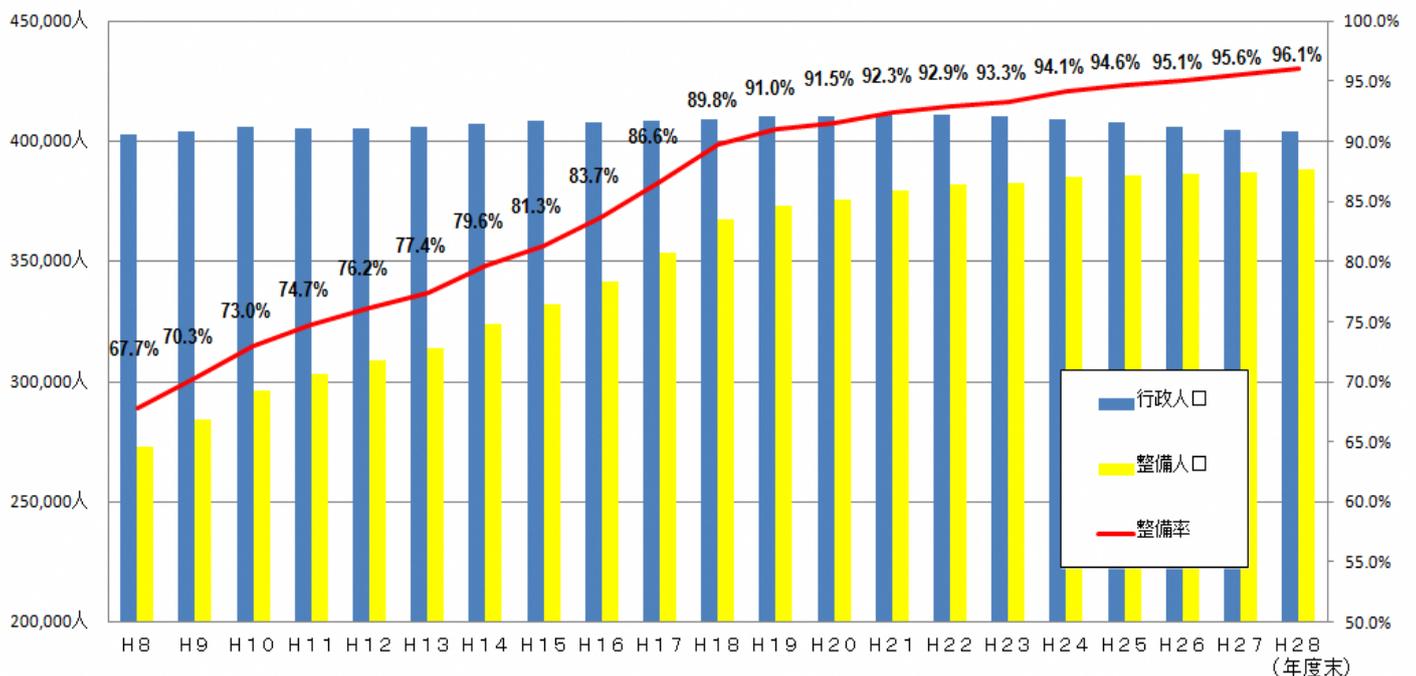
その後、平成 25 年度に「枚方市上下水道ビジョン」で示された実施計画では、平成 30 年度末までに住居系地域の概成整備を目指しています。

公共下水道汚水整備人口普及率 100% を目標に整備に取り組んできた結果、「淀川左岸流域関連公共下水道」と「寝屋川北部流域関連公共下水道」を合わせて、平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日）時点で 96.1% となりました。

(平成 28 年度末時点)

計画面積 (A)	処理面積 (B)	普及率 (B) / (A)
5,228 ha	3,365 ha	64.4 %
行政人口 (C)	整備済面積 (D)	整備率 (D) / (A)
404,007 人	3,403 ha	65.1 %
	処理人口 (E)	処理人口普及率 (E) / (C)
	386,005 人	95.5 %
	整備済人口 (F)	整備人口普及率 (F) / (C)
	388,125 人	96.1 %
	水洗化人口 (G)	水洗化率 (G) / (E)
	374,285 人	97.0 %

## 公共下水道汚水整備人口普及率の推移



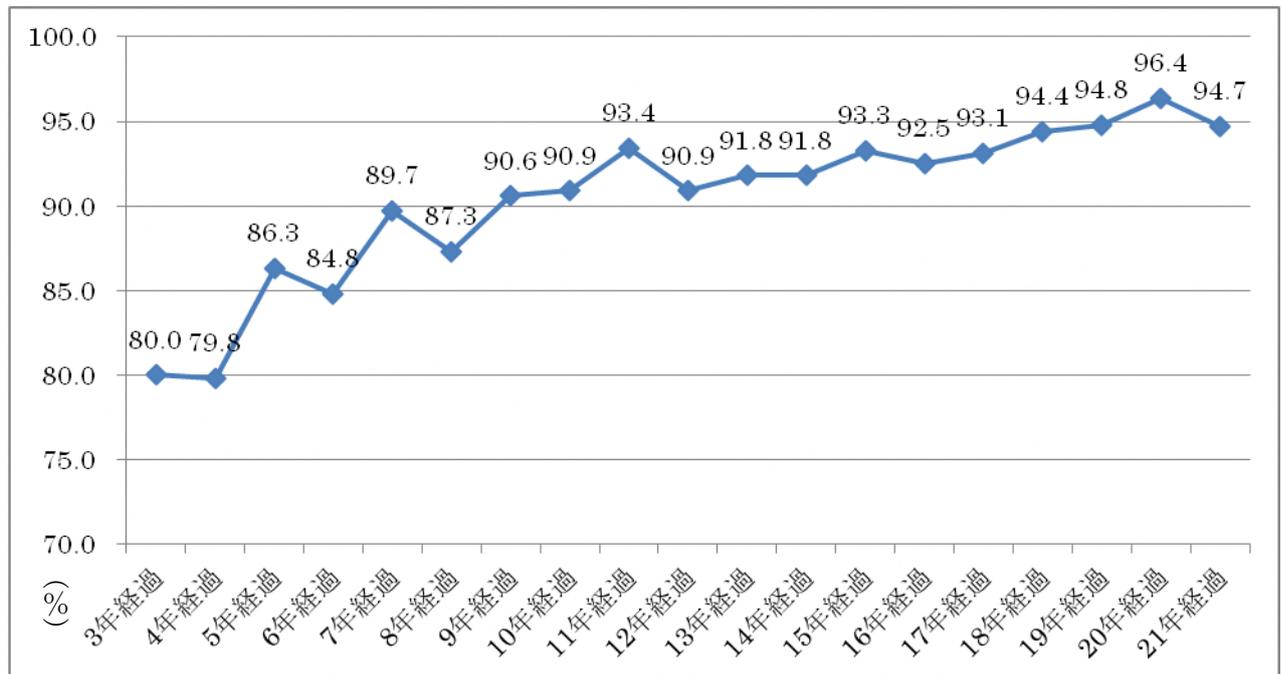
## 2. 水洗化の促進

汚水整備事業によって新たに公共下水道の供用が開始された区域の家屋（改造義務家屋）所有者は、供用開始日から3年以内に公共下水道へ接続するための家屋の改造工事、いわゆる水洗化を行っていただく必要があります。

水洗化の促進は、公衆衛生の向上や公共用水域の保全など下水道本来の目的であるとともに、水洗化による下水道使用料は、公営企業における経営健全化のための欠かすことのできない財源となっています。

しかしながら、供用開始日から3年を経過しても水洗化されない「未接続家屋」は供用開始区域の拡大に伴い年々増加傾向にあるため、これまでの制度の更なる活用や見直しを含めPR活動など、水洗化促進に向けた様々な取組みを強化する必要があります。

【供用開始から経過した年数ごとの水洗化済家屋の割合】



【水洗便所改造状況】

(単位：戸)

供用開始年度	改造義務戸数	改造戸数					計	未改造戸数
		25年度迄	26年度	27年度	28年度			
25年度まで	80,127	74,576	447	518	364	75,905	4,222	
26年度	714	—	325	70	113	508	—	
27年度	713	—	—	258	254	512	—	
28年度	877	—	—	—	343	343	—	
合計	82,431	74,576	772	846	1,074	77,268	—	

【未改造状況（義務期限3年経過分）】

(H28年度未改造)

区域名	改造義務戸数	改造戸数	未改造戸数	改造率(%)
北部	3,391	3,376	15	99.6
中部	61,603	57,625	3,978	93.5
南部	15,133	14,904	229	98.5
合計	80,127	75,905	4,222	94.7